

## 商品概要説明書

株式会社 鹿児島銀行

平成24年3月2日現在

1. 商品名	・財形年金預金
2. ご利用いただける方	・当行と財形年金預金の取扱契約を締結された企業（以下「事業主」といいます）の55歳未満の勤労者の方 ※お一人様一契約とさせていただきます。 ※年金支払開始時期の制約から50歳定年制をとる事業所の勤労者の方はご契約いただけません。
3. 積立の目的	・年金として受取ることができます。
4. 積立期間	・5年以上
5. 据置期間	・6ヶ月以上5年以内 ※「据置期間」…積立期限日から年金支払開始期までの期間
6. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・事業主が預金者に代わり、預金者に支払う給与から天引きしてお預入れいただきます。 ・100円以上 ・100円の整数倍
7. 払戻方法 (年金支払開始時期)	・積立期限日（最終預入日）の6ヵ月後の応答日から5年以内の日で、かつ、年齢60歳に達した日以降の日 ※年金支払開始日は1日～28日をご指定いただきます。
8. 年金支払期間	・5年以上20年以内
9. 年金元金計算日	・支払開始日の3ヶ月前の応答日とさせていただきます。
10. 預金種類	・お預入れ期間1年未満・・・リレースーパー定期 ・お預入れ期間1年以上・・・リレー期日指定定期預金
11. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 満期日以降	・お預入れ時点の店頭表示金利を適用させていただきます。 ・金利については窓口にご照会ください。 ・満期日以降に一括して払戻いたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割で計算いたします。 ・満期日以降の利息は解約日時点の普通預金利率を適用します。
12. 課税	・元本550万円まで非課税扱い。 (ただし、利息を含む財形住宅預金との合算) ・残高が非課税限度額を超過した場合、または積立中断期間が2年以上に及んだ場合等非課税の要件を満たさない事態が生じた場合は、利息に20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。
13. 要件外支払い	・原則として年金以外の払戻しをすることはできません。やむを得ない事情により年金以外で払戻す場合は、過去5年間遡って利息に20%の税金がかかります。ただし、年金の払戻し後5年超経過している場合には、解約利息のみに20%の税金がかかります。 ・要件違反時の利息計算は1年複利となります。

14. 手数料	—
15. 付加できる特約事項	・マル財制度の対象となります。
16. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約される場合は、預金規定にもとづき、預入期間に応じた中途解約利率により計算した利息と一緒に払い戻しいたします。</p> <p>【中途解約利率】</p> <p>① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合  預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>(1) 6か月未満……………解約日における普通預金利率  (2) 6か月以上1年未満……………2年以上利率×40%  (3) 1年以上1年6か月未満……………2年以上利率×50%  (4) 1年6か月以上2年未満……………2年以上利率×60%  (5) 2年以上2年6か月未満……………2年以上利率×70%  (6) 2年6か月以上3年未満……………2年以上利率×90%</p> <p>② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合  預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。</p> <p>(1) 6か月未満……………解約日における普通預金利率  (2) 1年未満……………預入日の6か月ものの約定利率×70%</p>
17. その他参考となる事項	<p>・預金保険制度の対象となります。</p> <p>(1 預金者につき決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息等が保護されます)</p>
18. 当行が契約している 指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会  連絡先 全国銀行協会相談室  電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>